

公開草案第 5 号 (DES 実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い) に対するコメント

1. 消滅した債権の帳簿価格の算定について

草案では、デット・エクイティ・スワップ (以下「DES」という) の実施により、消滅した債権の帳簿価格と受け入れた株式の時価との差額が、当期の損益として処理されるとしているが、債権の一部について DES が行われる場合には、債権の帳簿価格の算定に関して、2 通りの考え方があると考えられます。例えば、100 の債権元本に対して 30 の貸倒引当金が設定されている場合、債権元本の半額である 50 の債権に対して DES が実施されるケースでは、貸倒引当金は DES の対象となった 50 に対して設定されていたとして、消滅した債権の帳簿価格を 20 (50 - 30) とする考え方と、貸倒引当金はもともと 100 の債権元本に対して 30% の割合で設定されていたとして帳簿価格を 35 (50 - 50 × 30%) とする考え方です。の考え方の根拠は、DES によって消滅する債権は既に毀損している部分であるため、貸倒引当金は当該部分に対して設定されていたと考えることに不都合はなく、また、引当金未設定部分については担保等により保全が行われている場合も多く、その場合 DES によって消滅する債権は無担保部分であることより貸倒引当金は当該消滅部分に設定されていたと考えることが合理的であるとするものです。一方、の考え方の根拠は、貸倒引当金は 100 の債権総額に対するものであり、DES 対象部分のみに設定されていた訳ではないとするものです。貸倒引当金をどちらに配分するか議論は、どちらに配分しても取得株式と残った債権を適切に評価すれば同じことなのかもしれませんが、基本的な考え方があれば指示頂きたいと存じます。

2. DES 実施に発生する損失の性格

例えば、債権 100、貸倒引当金 30、DES によって取得する株式の時価 50 のケースにおいて、草案に基づく DES 実施の会計処理は以下のとおりと考えられます：

貸倒引当金 30 / 債権 100  
 株式 50  
 譲渡損失 20

しかし、税務的に譲渡損失 20 及び貸倒引当金取崩しにかかる認定損失 30 が認められるかは疑問のあるところであり、取得株式に対して評価性の引当金を認識する会計処理は認められないのでしょうか？ その場合イメージしている会計処理は次の通りです：

株式 100 / 債権 100  
 貸倒引当金 30 / 貸倒引当金戻し入れ 30  
 投資損失引当金繰入 50 / 投資損失引当金 50